

個人情報保護制度

平成20年度の運用状況

狛江市個人情報保護条例は、市が保有する個人情報についての取り扱いのルールを定めるとともに、皆さんが自己の個人情報について、開示・訂正などを求める権利を保障しています。

ここでは、条例の規定に基づき、市の個人情報保護制度の運用状況等をお知らせします。

〔問い合わせ〕政策室企画法制担当

1 自己の個人情報に関する開示請求等

市民の皆さんは、市に対して、自己に関係する個人情報の開示を求めることができます。

ただし市は、法令により開示することができないと定められているものや、第三者の権利、利益を侵害する恐れがあるときなどについては、開示しなくてもよいとされています。

そして、開示された自己の個人情報に事実の誤りがあった場合には、その訂正を市に対して求めることができます。

さらに、市が皆さんの個人情報を、条例の規定によらずに目的外利用等をしている、またはしようとしていると認める場合には、その利用等を中止するように求めることもできます。

平成20年度は、10件の自己に関する個人情報の開示請求がありました。これらに対し、全部を開示したものが7件、一部を開示したものが2件、非開示としたものが1件でした。

一部を開示とした決定は、いずれも開示することにより、第三者の権利利益を侵害する恐れがあることを理由とするものでした。また、非開示とした決定は、不存在を理由とするものでした。

■平成20年度狛江市個人情報保護条例に基づく開示請求内容一覧

担当課	請求内容
政策室	▽市長への手紙64号（19年度）
市民課	▽住民票等交付申請書およびそれに添付されている書類一式（一定期間内） ▽印鑑登録申請書（一定期間内） ▽印鑑登録証明書交付申請書（一定期間内）
課税課	▽市民税申告書の写し ▽家屋調査票等一式
福祉サービス支援室	▽健康保険の被保険者証、住民基本台帳確認事項 ▽運転免許証、住民基本台帳確認事項
介護支援課	▽要介護認定調査票および主治医意見書の写し

2 開示等の決定に対する救済手続き

開示請求等に対する市の決定について不服があれば、行政不服審査法の規定に基づき、不服申し立てをすることができます。

不服申し立てが出された場合には、第三者的な救済機関としての狛江市個人情報保護審査会において審査を行います。

平成20年度は、不服申し立てはありませんでした。

3 狛江市個人情報保護審議会

狛江市個人情報保護審議会は、狛江市の個人情報保護制度の運営を適正に行うために、市長の諮問機関として設置しています。

保有する個人情報を職務執行上の必要性から目的外に利用したり、委託先等に外部提供をしようとする場合には、条例の規定に基づき、本人の同意があるとき、法令に

■平成20年度狛江市個人情報保護審議会諮問事項

担当課	諮問事項
政策室	▽狛江市第3次基本構想策定に係る市民アンケートに伴う個人情報の目的外利用および外部提供について ▽狛江市前期基本計画策定に係る市民分科会委員の募集に伴う個人情報の目的外利用について ▽狛江市男女共同参画推進計画改定に係る市民意識調査に伴う個人情報の目的外利用および外部提供について
定額給付金対策室	▽狛江市定額給付金支給事務委託に伴う個人情報の目的外利用および外部提供等について
地域活性課	▽狛江市商店街振興プラン策定に係る個人情報の目的外利用について
福祉サービス支援室	▽心身障害者医療費助成制度新システム導入に伴う個人情報の取り扱いについて ▽狛江市障害福祉計画策定に係るニーズ調査に伴う個人情報の目的外利用について
介護支援課	▽狛江市第4期以降介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画策定に係る個人情報の目的外利用および外部提供ならびに電子計算処理による事務処理委託について ▽介護保険法に基づくサービス提供に伴う個人情報の外部提供について ▽生活機能評価実施に伴う個人情報の目的外利用および電子計算処理による個人情報の記録項目の設定について
健康支援課	▽こんにちは赤ちゃん訪問事業に伴う個人情報の目的外利用について
子育て支援課	▽児童手当等新システム導入に係る個人情報の取り扱いについて ▽狛江市次世代育成支援後期行動計画（仮称）策定に係るニーズ調査に伴う個人情報の目的外利用および外部提供について ▽ひとり親家庭等医療費助成新システム導入に伴う個人情報の取り扱いについて ▽狛江市子育て応援特別手当支給事務委託に伴う個人情報の目的外利用および外部提供について
環境管理課	▽狛江市市民協働提案事業に係る市民討議会の実施に伴う個人情報の目的外利用および電子計算処理により行う個人情報の記録項目の設定等について
選挙管理委員会	▽裁判員制度に伴う個人情報の外部提供について

特別の定めがあるとき等を除き、あらかじめ審議会の意見を聞かなくてはなりません。

平成20年度は4回開催し、23件の諮問事項に対し審議の上、市長に答申しました。

いずれの場合にも、慎重な審議を行った上、個人情報の適切な取り扱いと適正な管理を徹底させることを条件に、目的外利用および外部提供等を承認しました。

4 個人情報を利用して処理する事務（主なもの）

市民税・都民税賦課事務、軽自動車税賦課事務、国民健康保険税賦課事務、固定資産税・都市計画税賦課事務、住民異動処理事務、医療費事務、契約事務、起債管理事務、小口事業資金貸付等事務、消費生活相談情報事務、市民保養施設利用事務、保育所保育料徴収事務、学童保育所育成料徴収事務、就学援助費事務、所得税源泉徴収事務、図書館事務、予防接種消込事務、国民健康保険事務、国民年金事務、生活保護事務

個人情報に関する相談窓口

▽市役所へのご相談は

- ・市の個人情報保護制度については、政策室企画法制担当へ。
- ・個人情報が不正に利用された、団体で名簿を作りたい等でお困りのときは地域活性課消費生活相談（毎週月～金曜日、午前10時～正午・午後1時～4時。受け付けは午後3時まで）へ。

▽東京都へのご相談は

- ・東京都生活文化スポーツ局情報公開課
☎（5388）3160
- ・東京都消費生活総合センター
新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階
☎（3235）1155

